

掛金免除についてのご説明

掛金は、次の「要件1」と「要件2」の両方の要件を満たすまで、払い込んで下さい。両方の要件を満たした後は、掛金の払込みは不要です。

要件1

加入日(口数追加分については口数追加日)から20年継続して加入者であること。
※昭和60年度以前に加入した1口目については25年

要件2

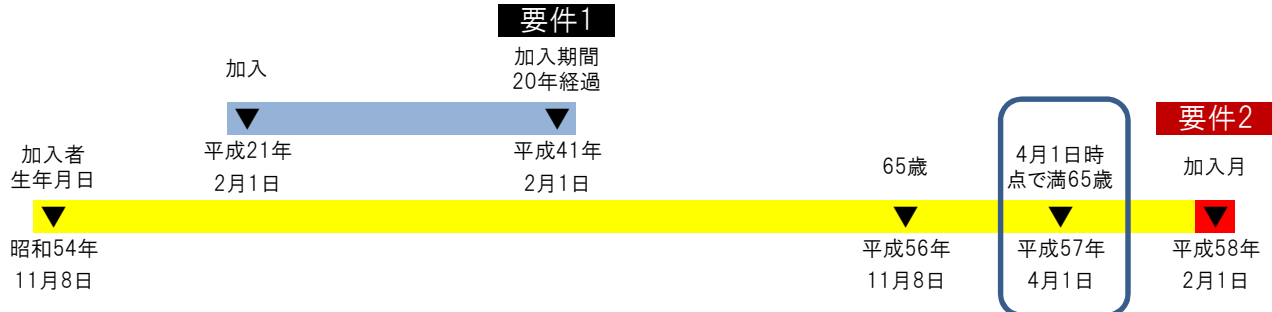
加入者が4月1日時点で満65歳である年度(4月1日から翌年3月31日まで)の加入
応当日に達していること。

(A) 「要件1」が「要件2」よりも先になる場合

4月1日時点の年齢が満65歳になる加入者の方は、その年の4月1日から翌年3月31日までの間に到来する加入月から掛金が免除になります。

(例) 加入者の生年月日が昭和54年11月8日、平成21年2月1日加入の場合

平成56年11月8日で65歳になりますが、本制度では、下の図のとおり、平成57年4月1日で満65歳に達することになります。加入月が2月ですから、平成58年2月から掛金が免除になります。



(B) 「要件1」が「要件2」よりも後になる場合

(例) 加入者の生年月日が昭和20年11月8日、平成21年7月1日加入の場合

下の図のとおり、加入日から20年が経過する平成41年7月から掛金が免除になります。

